庁 中 一 般 出 先 機 関

総社市事務決裁規程(平成17年総社市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。 次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

		改 正	後						改正	前		
別表 (第13条1 人事に関す	トる事項	Lan E		A -34	1	別表 (第1391 1 人事に関す	よる事項 しゅうしゅう	Jun E			[da	
事 項 略	副市長	部長	課 長	合 議	摘要	_	事 項 略	副市長	部長	課長	合 議	摘 要
3 旅行命令 及びその復 命に関する こと。 (1) 県内	如臣	次長	課長補佐	略	略		3 旅行命令 及びその復 命に関する こと。 (1) 県内	如臣	次長	課長補佐	略	略
(1) 県内	部長	状 課長(相当 職を含む。) 非常勤特別 職	課 (相職を (相職を (相報を (相報を (本記) (中 合		(1)県内	部長	状 課長(相当 職を含む。) 非常勤特別 職 <u>(嘱託員</u> を除く。)	課 付 (相 (相 (相 (を) さ (ま) で (本) が (本) が () が (本) が (a) (a) が (a) 。 (a) 。 (a) (a) (a		叩合

		改	正	後							改	正	前				
(2)県外(外 国旅行を 除く。)	部長 非常勤	か特 <u> </u>		⟨⟨⟨⟩⟩⟩				(2)県外(外 国旅行を 除く。)	部長 非常 別 <u>託</u> く。)	<u>(嘱</u> を除		勤特別 嘱託員					
4 旅行依頼 に関するこ と。 5 所属職員 の各係への	0			_	_			4 旅行依頼 に関するこ と。 5 所属職員 の各係への	0		0						
配置に関すること。 6 所属職員の事務分担を定めること。				0				配置に関すること。 6 所属職員の事務分担を定めること。		-			0		-		
<u></u> 略 2 財務に関す	る事項							<u></u> 略 2 財務に関す	トろ事だ								
事項		副市長	総務 部長	財政 課長	合	議	商要	事項	0.7	副市		総務 部長	財政 課長	合	議	指	· 要
21 支出命令 算命令を含 に関するこ	む。)	5, 000 万円以 上	500万 円以 上5,0 00万 円満 主務 部長	500万 円未 満 主務 課長		矛 万 衣 舎 4 い る	総社市財 務規則(年規) 第38号第3度 4条規費 4条規費 を を を を を を を を を を を を を	21 支出命令 算命令を含 に関するこ	む。)	5,000 万円以 上	以 F - 0 F 流	00万 円以 上5,0 0万 円未 苗 主務	500万 円未 満 主務 課長			務成社第4にる	総規則年規 (注) 17年規 (注) 17年規 (注) 138号第2定 (注) 24年 (注) 24

					改	正	前										
						支行る項) 出為専のよる。 路 路 路 路 路 路 路 路 路 路 路 る 。 路 路 る る 。 る る る る								く。) <u>及び</u> <u>臨時職</u> 事 <u>の</u> <u>事質金</u> 負出為専の 支行る専のよ のよい。 (2) 略		
略									略								
節	副市長	総務 部長	財政 課長	合言	義	摘	要		節	副市長	総務 部長	財政 課長	合	議	摘要		
略									略	l .							
6 恩給及び 退職年金									6 恩給及び 退職年金								
									7 賃金			0			(1) 臨時雇用事務 職員の賃金は 総務課長(2) 土木担当員に 係る小規模工 事等の賃金は 主務課長		
<u>7</u> 略									<u>8</u> 略								
<u>8</u> 略	-							<u>9</u> 略									
<u>9</u> 略								<u>10</u> 略									
									<u>11</u> 略								
11 略								<u>12</u> 略									
<u>12</u> 略								-	13 略								
	13 略									<u>14</u> 略							
<u>14</u> 略 <u>15</u> 略		<u>15</u> 略 <u>16</u> 略															

改正後	改 正 前
<u>16</u> 略	<u>17</u> 略
<u>17</u> 略	<u>18</u> 略
<u>18</u> 略	19 略
 19 略	<u>20</u> 略
<u>20</u> 略	<u>21</u> 略
<u>21</u> 略	<u>22</u> 略
<u>22</u> 略	<u>23</u> 略
<u>23</u> 略	<u>24</u> 略
<u>24</u> 略	
<u>25</u> 略	<u>26</u> 略
<u>26</u> 略	<u>27</u> 略
<u>27</u> 略	<u>28</u> 略
3 略	3 略
4 個別的な事務に関する事項	4 個別的な事務に関する事項
部 名 部長の専決事項 課 名 課長の専決事項	部 名 部長の専決事項 課 名 課長の専決事項
略	略
総務部 略 総務課 1~6 略	総務部 略 総務課 1~6 略
7 会計年度任用職員(一	7 臨時雇用事務職員の
般行政事務(事務補助)	任免に関すること。
<u>に限る。)</u> の任免に関す	
ること。	
略	略
略	略
備考略	備考略

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の規定は、令和2年度以降の年度分について適用し、令和元年度分までについては、なお従前の例による。